

職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第10号

職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の配偶者同行休業に関する規則（平成26年香川県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第6条 条例第9条の規定による号給の調整は、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した日、<u>その日後における最初の昇給日</u>（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）第28条に規定する昇給日及び公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第2号）第27条に規定する昇給日をいう。）又は<u>その次の昇給日</u>に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> | <p>（職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第6条 条例第9条の規定による号給の調整は、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した日<u>及び</u>その日後における最初の昇給日（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）第28条に規定する昇給日及び公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第2号）第27条に規定する昇給日をいう。）又は<u>そのいずれかの日</u>に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> |

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。